

地方行政委員会議録 第十五号

昭和五十九年五月十日(木曜日)
午後四時五十四分開議

出席委員

委員長 大石 千八君

理事 谷 洋一君

理事 小川 省吾君

理事 草野 威君

理事 加藤 正男君

理事 岡田 万吉君

理事 岩田 襄治君

司君

潔君

西田

小澤

理事

岡田

正勝君

同月九日

委員の異動

辞任

同日

辞任

同日

辞任

同日

補欠選任

自治省行政局公務員部福利課長 秋本 敏文君
地方行政委員会 調査室長 島村 幸雄君
(第四一三九号)
同(岡田利春君紹介)(第四一四〇号)
同(齊藤邦吉君紹介)(第四一四一号)
同(渡辺省一君紹介)(第四一四二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一號)

○大石委員長

○天野 光晴君

○宮澤 喜一君

○河野 洋平君

○原 健三郎君

○小杉 隆君

○松田 九郎君

○大西 正男君

○天野 光晴君

○宮澤 喜一君

○河野 洋平君

○原 健三郎君

○小杉 隆君

○松田 九郎君

○大西 正男君

○天野 光晴君

○宮澤 喜一君

○河野 洋平君

○原 健三郎君

○小杉 隆君

○松田 九郎君

○大西 正男君

○天野 光晴君

○宮澤 喜一君

○河野 洋平君

度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るために、計画的な改革を進めることになったわけでございます。
御指摘のように、公的年金制度は老後生活の支えとしてその重要性はますます高まっております。特に高齢化社会の到来を考えまして、その長期的安定を図っていくことが今非常に重要な立場から年金制度の一元化を図っていくということでございます。

○藤原委員 今大臣からもちょっとお話をあります。たれども、去る二月二十四日の閣議決定、すなわち、「公的年金制度の改革について」によれば、共済年金についても、昭和六十年度には基礎年金の導入を図る等の改革を行おうとされております。そのため、この閣議決定の具體化について、どのような方法でこの改革のための検討を行おうとしておるか、この機会に伺っております。

○中島政府委員 まず、厚生省の方から、現在基礎年金等を導入するという方向で法案が提出されています。その法案の審議の過程における議論といふものをよく踏まえながら私たちも考えていくべきでございます。自治省は、この閣議決定の具體化について、どのような方法でこの改革のための検討を行おうとしておるか、この機会に伺っております。

○藤原委員 おきたいと思います。
○中島政府委員 まず、厚生省の方から、現在基礎年金等を導入するという方向で法案が提出されています。その法案の審議の過程における議論といふものをよく踏まえながら私たちも考えていかなければなりませんけれども、とりあえず、その審議を待つということではなくして、現在関係各省の責任者と、そして専門家に集まつていただきまして検討会を開始したところでございますが、その過程におけるというか、共済年金に基礎年金を導入するという前提に立ちました場合に解決しなければならない問題を整理し、それについての意見を交換するということを現在やっているところでございます。

○藤原委員 そういたしますと、本年十二月には年金の財源率の再計算を行うことになつておるわけですが、地共済は六十一年度から基礎年金を導入するのであるから、したがいまして、そ

重度障害者の固定資産税非課税に関する請願
(愛野興一郎君紹介)(第四一三五号)

○大蔵省主計局主 同(岡田利春君紹介)(第四一三六号)

○計企画官 同(齊藤邦吉君紹介)(第四一三七号)

同(渡辺省一君紹介)(第四一三八号)

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量
(厚生省保険局企画課長)

の再計算では当然基礎年金を見込むべきであると思ふのですけれども、その点はどういうお考えでございましょうか。

○藤原委員　過日の八日の審議で御答弁をいたしましたが、そのときに提出しているわけでもございませんし、それが国会の御承認を得ているわけでもございませんので、ことしの十二月に再計算の結果が出来ますけれども、そのときは現在の制度というものを前提にしてやはり計算すべきだらうというふうに考えております。

○藤原委員　過日の八日の審議で御答弁をいたしておりますように、六十一年度以降の公的年金の一元化の段取りは未定であるという答弁がありましたし、今現在検討しておるという御答弁もいただいておるわけでございます。しかし、閣議決定や政府の方針からしても、この十二月の再計算時には、少なくともこの共済一元化も見込んで再計算すべきではないかと思われるわけでございます。自治省としても、最低十二月までは、いわゆる本年末までには共済の一元化をするか否か、するような方向をきっちりとするか、しないかということの明確な態度の決定を迫られるのは、ないかというようにも思つたけれども、決定をしなければ、これからの方針が決まっていかないのでございまして、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○中島政府委員　ただいま先生からお話をございましたように、仮に共済年金に基礎年金制度を導入するということになりますと、今国会が終わりますと、その審議の過程というものを持たなくてはならぬと勉強させていただきまして、そのための準備といふものも、恐らくことしいっぱいはもちろんのこと、これからしばらく相当忙しいだらうというふうに思います。したがいまして、今先生がお話しになられましたように、ことしの十二月までの間に、両共済の統合の話とかあるいはまだその間の調整の話というのは、事務的に申し上げましても非常に難しいのではないかと思いますが、恐らく先生が頭の中に描いておられますのは、自民党が

お決めになりました方針の中に六十四年というものをめどにいたしまして両共済の関係整理をするということが書いてありますので、そのことを念頭に置いておられるのかと思いますけれども、自民党の方針としてはそういう方針というのを承知しておりますけれども、政府としてはまだそこまで決めておりません。

私たちの方におきましては、今申し上げましてよう、まず、来年に共済年金に基礎年金を導入するとした場合にどういうふうに物事を考えていくべきかというところの整理に全力を尽くしたいというふうに考えております。

○藤原委員 共済に基礎年金を導入しても、官民格差は依然として残つておるわけでござります。つまり、基礎年金により基礎部分が同じになりますが、いわゆる二階部分は、共済と厚生年金とはそれでは違つておりますので、依然として格差は残るわけであります。この格差はすべて公務員制度の特殊性によるものだと言い切れるものなのか、この辺の見解を伺つておきたいと思います。

○中島政府委員 率直に申し上げまして、実はそこらあたりが非常に難しい問題だらうと思います。と申しますのは、公務員年金というものは公的年金の一つでござりますけれども、あわせまして公務員制度としての性格も持つておる、そこに特殊性があるということは、みんなそういうふうに言いますし私たち自身もそういうふうに考えていいのですが、その特殊性というのが一体年金のどの部分にどういうような形であらわれるのがよいのか、そしてあらわれたことに対しても国民がどのように理解を示し、どのように了解していただけます。

これからそういうものの私たちが議論しながら国民の前に提示して、その合意のもとに形成していくしかなければならない。これがからの改革に当たりましての一番難しい問題じゃないかというふうに思います。

○蔵原委員 今もちよつと答弁をいただいたのですが、それとも、いま少し突っ込んで考えてまいりま
すと、いわゆる特殊性を将来どのように残していくかという考え方が非常に大切になつてくると思
うのですね。例えば、通常は国民年金が一階建て部分で厚生年金が二階建て部分となつております
が、公務員の特殊性ということで、共済年金でも三階建て部分をさらにつくり上げていくようにな
るのか、その辺のところがこれから非常に問題を残すところでもありますし、国民の側から見
ても、その辺のところはどうなつて本当の一元化が進んでいくのであらうかというような考え方を
持つと私は思うのです。

今のお近代社会あるいは福祉国家をつくり上げる
ということになると、片面では、自分たちが病気になつたときにいつでも面倒を見てくれるような
健康保険制度、それから片面では、若いときは一
生懸命で働くけれども、年をとつたら年金で
生活できるという、生活保障で食べられる状態を
つくり上げる、そういう二本立てのものがきち
とでき上がってまいらなければ、私は本当の意味
の福祉国家ではないし、近代国家としての体制で
はないというように思うわけでござります。

その辺の国民的なコンセンサスを考えながら、
しかも官民格差というものをも十分頭に置きなが
ら、国民の理解と納得を得られるような制度づく
りというのが必要ではなかろうか、素人でござい
ますけれども、そういうように考えるのですが、
その辺のお考え方を含めまして、今、特殊性
というものはどういうような形で残す、あるいは
どういう形のものが一番ベターかこういうこと
についてお考えがあつたらお示しをいただきたい
というふうに思います。

○中島政府委員 改革するに当たりましての基本
的な考え方といいますか、国民に対して納得を得
るべく努力しなければならないというのは先生が
お話しになつたとおりでございまして、そういう
基本姿勢で臨んでいかなければならぬと思いま
すが、具体的に今先生がお話しになりましたよう

に、二階建にするのか三階建にするのかといふような議論も、専門家はいろいろなことを言っております。

ただ、私たちはそういう人たちの意見をいろいろ聞かしていただきまして、そしてそれぞれの意見の背後ににある考え方というのもよく採取いたしまして、どういうふうに構成していくのが一番納得が得られやすいかというところの研究を始めなければならぬ、といいますか、始めたところでございますので、私たち、現在のところ、正直に申し上げまして一つの考え方を持つておるわけではございません。そういうものを持ち合わせることができるようになりますたら、また御意見を聞かしていただく機会があろうかというふうに思つております。

○藤原委員 八日の審議で地共済の年金の受給者の受給額というものは、現役の給与に対しても平均七八・五%という答弁がございました。現在厚生年金の場合は四五%ぐらいでありますから相当大きな格差が生じておるわけでありまして、このような格差が生じておる原因についてお伺いをいたしたいと思います。

また、仮に先ほどからの主張を認めたといたしましても、公務員のいわゆる特殊性というものを認めだとしたしましても、昭和七十年度までにこの特殊性を除いた部分を同一線上にすることができるかどうか、この見通しについて伺いたいと思います。同一線上にする努力というものが必要ではないかというように思うのですけれども、お考え方をお示しをいただきたいと思います。

○中島政府委員 先生が今お話しになりました数字を私たちの方で検討させていただきました。共済年金の平均受給額と厚生年金の平均受給額とのいろいろ違うという話はござりますけれども、その違う理由というのが二つあるだろうというふうに思います。一つは、両者の加入期間の違いということだと思います。もう一つは、先生がお話しになりますように、七八・五と四五%といふのは違い過ぎるのじゃないかという話ですけれども

わけでござります。

○藤原委員 去る四月二十七日に、厚生省はいわゆる医療政策の中長期ビジョンを衆議院の社会労働委員会の理事会に提出しておるわけでござります。これによりますと、六十年代後半にはすべての医療保険の給付率を本人、家族とも八割程度に統一をする、また、負担面でも全医療保険制度の財源調整などをを行うとされておりますが、自治省はこのような改革についてどのような見解をお持ちになつておられるか、伺つておきたいと思います。

ちもそれを取り寄せて読ませていただきました。この面についての専門家でもございませんので、それほど先生に御満足いただけたような答弁がでるかどうか若干不安でございますけれども、それを読みますと、これから人口が高齢化していく、あるいはまた医学、医術が進歩していく、そして国民医療費が増大していくという前提に立ちまして、二十一世紀に向けて安定した保健医療制度を確立していくじゃないかという考え方で恐らくお出しになつたのだろうというふうに思いました。そのときに検討対象にされておる項目というのが、健康づくりの推進とか地域医療を確保するための医療供給体制の整備、あるいは将来にわたる医療費規模の適正化とか医療保険の給付と負担の公平化などいろいろなことが挙げられておりますけれども、そういう項目はこれから我々が検討していくになければならない極めて重要な課題であるというふうに考えております。

私たち、厚生省の方からその内容といいますか、背景になる哲学というのもまだ伺つておりますので、できるだけ早くそういうものも教えていただきまして、勉強していきたいと思います。○藤原委員 どうも厚生省の方からも十分なるあれがないようでございまして、今そういうお話をでございまするので、この機会に厚生省の方にちょっと伺つておきたいと思うのです。

このようにいわゆる国民生活に重大な関係のある案については、常識的には、それぞれ関係のとどろくと十分相談をしながら提出してくる、まとめたところが建前であるし、そうあらねばならぬとしても私は思うのです。ところが、今のお話ですと、どうも健康保険法を通すために一時しのぎのことと出てきたというような感じがしないでもございません。したがいまして、これは厚生省が相談しないで独自の案として出したものなのか。

それから、一例でありますけれども、給付率を八割程度に統一をするとということになると、共済の本人の掛金は上がるのか下がるのか。あるいは、いわゆる共済年金では公務員制度に基づく特殊性を徐々に薄めていくにしても、形はしばらくの間残るだろうということとございまして、そういうことになると、共済の医療保険について一本公務員制度の特殊性も考えるのか、あるいは考えないで八割統一という一つのことで押していくのか。この辺のことについて、ひとつこの機会に伺っておきたいと思います。

○多田聰明質　お尋ねの第一点の方でございますが、この「今後の医療政策の基本的方向」と題する私どもの方の取りまとめた試案でございますが、この点は、健康保険法等の一部改正案をめぐる国会審議等を踏まえて、現段階で厚生省の描いていたる医療保険を中心とする保健医療政策の基本的方向を取りまとめたということでございまして、厚生省の試案という形で発表させていただいております。したがいまして、あくまでも厚生省の試案でございまして、関係各方面との協議や調整を経たものとのうわけではございません。

それから第二点の、八割に統一したときに共済の掛金はどうなるかというお話でござりますけれども、実はまだ給付率を統一した段階での財源の調整の仕方は、私どもの中でも確定的なものを特つておるわけではございません。六十年代後半にそういう方向を実現したいということでございまして、その場合に、その所要の財源は一体国庫負担でやれるものなのか、あるいは財政調整といふ

このようにいわゆる国民生活に重大な関係のある案については、常識的には、それぞれ関係のところと十分相談をしながら提出してくる、まとめてくるのが建前であるし、そうあらねばならぬと私は思うのです。ところが、今のお話ですと、どうも健康保険法を通すために一時しのぎのこととして出てきたというような感じがしないでもございません。したがいまして、これは厚生省が相談しないで独自の案として出したものなのか。

それから、一例でありますけれども、給付率を八割程度に統一をするということになると、共済の本人の掛金は上がるのか下がるのか。あるいは、いわゆる共済年金では公務員制度に基づく特殊性を徐々に薄めていくにしても、形はしばらくの間残るだろうということでございまして、そういうふると、共済の医療保険について一体公務員制度の特殊性も考えるのか、あるいは考えないで八割のことをついて、ひとつこの機会に伺つておきたいと思います。

たような格好で、全制度が持ち寄るような格好で、八割に統一を図るのか、あるいは制度を統合していくというようなことまで含めて全体としてその財源を見出していくのかといったようなことにしましては、今後の医療費の動向、経済情勢の動向といったようなことを総合的に考えながら、結論的に財政の状況もにらみながらこれから検討していく問題であろうと思っております。

○藤原委員 今お話を承っていると、割に正直なことを言っておるわけなんですが、同時に、医療保険の改正という面から見ればいま少し国民の前に明らかにしなければならない問題点があるんだと思うのですがね。今のような雲をつかむようなふうなことで健保の改正をしてほしいというのは、ちょっと無責任なような感じがいたします。ただ、正直に答弁されたというように理解をいたします。それでは、時間はできるだけ早くしたいと思います。大蔵がおいでになつておられるると思いますので、行革関連の特例法の問題について質問をいたしたいと思います。

は、同法の制定当时、五十六年の十二月でござりますが、その当時五十九年度までに特例公債依存から脱却するという方針でございまして、そういうこともございまして、その一つの区切りとして五十九年度までとしたわけでございます。これは先生の御承認のとおりでございます。

ただ、今後、つまり六十年度以降の財政改革の方策につきましては、当然のことながら、今後の財政改革全体をどのように推進するのかというような観点から、今後政府部内において財政状況とかあるいは社会経済情勢等を総合的に勘案いたしまして検討すべき課題ではなかろうかというようになります。したがいまして、現時点で行革特例法につきまして、それに盛り込まれていてる幾つかの施策の六十年度以降の取り扱いにつきまして確たることを申し上げることはできないわけでございます。

いずれにいたしましても、昭和六十五年度特例公債依存体質からの脱却という新たな努力目標に向けまして、まず行財政の守備範囲を見直すといふような見地から歳出構造の見直しを行うといふ

年、五十八年、五十九年の三ヵ年に限り適用されている行革関連特例法の適用期間を延長する意向であるというような報道がございました。しかし、同法は、地方団体に対し国の補助率のかさ上げ分の六分の一カット、それから小中学校の四千人学級の凍結、そして公的年金の公的負担分のわゆる四分の一カット等々、地方行政には大きな影響を与えるものであります。したがいまして、大蔵省は、同法の取り扱いについてこの新聞報道のとおりなのか、一体どういうお考えなのか。大変重大な関心を持つ事項でございまして、多分田川大臣も関心を持っておられるんじゃないのかと思います。したがいまして、まず大蔵当局からこの新聞記事についての見解を求めておきたいと思います。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

ことに最大限の努力を重ねてまいりたいということを考えております。

○藤原委員 今、延長するとも、内容的にはいわゆる行革について今後も努力していくということになりますが、私ども、國も地方も、いわゆる行政改革で安上がりの政府をつくり、國民の信頼にこだえていくということが必要なことは言をまたないところでございます。

そういうようなことを一画面では考えますが、他面では、やはり地方自治体の今の現状からいって、前にカットされた部分の中でも、少なくとも自治大臣としては、今後延長する場合を含めまして、どういう問題についてはどうしてもやるという自治省の主張というものがおありではなかろうか、こういうように思うわけでございまして、その辺の大臣のお考えをこの機会に伺つておければありがたいと思います。

○田川国務大臣 行政改革は推進をしていかなければ

たような格好で、全制度が持ち寄るような格好で八割に統一を図るのか、あるいは制度を統合していくといふようなことまで含めて全体としてその財源を見出していくのかといったようなことにつきましては、今後の医療費の動向、経済情勢の動向といったようなことを総合的に考えながら、特は、同法の制定当時、五十六年の十二月でございましたが、その当時五十九年度までに特例公債依存から脱却するという方針でございまして、そういうこともございまして、その一つの区切りとして五十九年度までとしたわけでございます。これは先生の御承知のとおりでござります。

ればならない緊急の課題でございます。また、行

政改革に対する監視や行革審の答申も尊重してい

かなければなりません。

しかし、すべてをそれで尊重しなければならぬかと言えば、やはり私どもには地方自治の立場から守つていかなければならぬ問題もござりますし、また、答申は必ずしも地方自治に対して正しい認識のもとに答申をしたといふものばかりではないはずでございまして、私どもの認識とは違つた点について了承することはできないわけでございます。

先ほどの行革の特例法の見直し、延長については何ら話もありませんし、今後このような問題について協議があれば、その真意や説明を聞きましたい、こういうことでございます。

○藤原委員 大蔵、厚生それぞれにまだお伺いを

することとはできぬわけでございます。

○中島政府委員 職員側代表につきまして、職員

側というか組合員代表というものの推薦を全国的

な労働団体の方にお願いしておりまして、その全

国的な労働団体がどういうところから推薦される

ことはか

かということになろうかと思ひますけれども、そ

のときに恐らく全国的な労働団体は、理事者側とい

ういますか、その方の委員の配分状況というものが参考にされながら推薦されるだらうというふうに思ひますが、必ずしもそこは私たちは職員団体側の推薦の内容について立ち入つて指示する考

えは持つております。したがいまして、できるだけ早く推薦していただいて、連合会の運営審議会

ができますが、必ずしもそこは私たちは職員団体

が九兆ばかりの積立金があるといふふうに申し上げましたけれども、その九兆余り

共済が単独にひとつ年金改定をしようじゃないか

ということはなかなか難しいような環境に置かれ

ております。それがまず一つあります。

もう一つは、私たちが年金改定をするときに、

それが後年度どういうふうな影響を与えていくの

だらうか。今私は九兆ばかりの積立金があるとい

うふうに申し上げましたけれども、その九兆余り

は持つております。したがいまして、できるだけ早く推薦していただいて、連合会の運営審議会

ができますが、必ずしもそこは私たちは職員団体

が九兆ばかりの積立金があるといふふうに申し上

げました。

ようになります。

○大石委員長 経塚幸夫君。

○経塚委員 まず最初にお尋ねをしたいわけであ

りますが、昨年の九十八国会におきましていわゆ

る連合会法が成立をいたしまして、四月一日から

発足を見ておるわけであります。この運営審議会の委員の人選の問題でございますが、委員会におきます答弁を見ますと、「連合会を組織する組合や組合員の意向が連合会の運営に適切に反映されることを基本といたしまして、任命側委員と職員側委員の別に、地方職員共済組合」云々、こう書かれております。

○経塚委員 そうしますと、必要な財源は九百七

億円でございます。

○中島政府委員 どうぞ。

○中島政府委員 先生よく御存じのように、十四

十億、そして積立金が九兆を超えておるわけであ

りますから、これはやうと思えば財政的には人

事院の勧告どおり六・四%引き上げができる

ね。どうですか。

○中島政府委員 私たち、共済関係の制度改正を

おこなうとおっしゃるとお

うです。

○秋本説明員 退職年金者の生活実態についての

調査などは自治省としてはされておるわけ

ですか。

○秋本説明員 退職年金者の生活実態についての

調査などは自治省としてはされておるわけ

調査でございますけれども、共済組合を通しまして、その平均年齢でございますとか、それから家庭、世帯の状況でございますとか、それから平均の年金額の状況でございますとか、その生活経費の実態でございますとか、それらを調査したことはございます。

○経営委員 それは、一番新しいのは何年度の調査になるのですか。

○秋本説明員 ただいま申し上げました調査の最近のものは五十五年三月現在のものでございま

す。 ○経営委員 五十五年三月といいますと四年間調査が行われておらないわけであります。これは、今度の制度改正の問題も絡んでまいりますから、私は、自治省としては調査をされる必要があるのじやないかと思うのです。

といいますのは、私ここに持つておりますのは、これは大阪府の市町村職員年金者連盟の加盟者五千名に対する調査でございますが、回答が二千五百人、アンケートを出しまして約八〇%台が回答を寄せているわけですが、これを見せていただきまして、大変深刻な状況だということを感じました。

といいますのは、若干例を挙げてみますと、生活費について一体幾らかかるのか、この調査ですが、夫婦の世帯で十七万円と答えておるのですね。これは人によつては、年金生活者で夫婦で十七万円、ちょっととかり過ぎじやないかとおしゃる意見があろうかとも思ひますけれども、しかし、人間の生活といふのは急にそんなに変えられるものじやないわけですね。だから、こういう数字が出てくるのは当然だと思います。生活の度合いところで、年金額については一体どういう額を受給しておるのかという質問に対しまして、月十五万以下が何と六五%を占めているのですね。六割五分が月十五万円以下なんです。生活の度合いにつきましての質問に対しても、これは平均でございますが、とてもできない、あるいは大変苦しい、こう答えた方を合計いたしますと、四四%で

すね、これは年齢は全部でございますから。ところが五十九歳以下になりますと、六〇%が非常に苦しい、やつていけない、こういう回答を寄せています。これは、年金受給額が月十五万以下が六割五分で、生活費が夫婦で平均十七万円といふのはもう当然年齢がいくに従つて再就職できな

ことになりますと、こういう答えが出てくるのは当然だらうと思います。

再就職したらどうなんだということなんですか。

○秋本説明員 が、この再就職の状況を見てみますと、六十歳代の後半では再就職できた人は三割なんですね。こ

れはもう当然年齢がいくに従つて再就職できな

ことになりますと、こういう状況が出てくるのは

当然だらうと思います。

六割五分で、生活費が夫婦で平均十七万円とい

うの状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

軽、重、それから水道の現場作業者、運転手等々

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事院勧告どおりの年

金の引き上げが行われておった時代の調査なん

です。そうしますと、五十八年、さらに五十九年、

五十年以下という状況なんですね。

これはなぜこうなのかといいますと、退職する

見えますと、百二十万以下です。月十万以下と

下、こういうことになつておるわけです。

○秋本説明員 中でも私は大変だと思いますのは、現業労働者

の状況は極めて深刻だと思います。現業労働者

女性では四四・六%に上つております。この年代

は当然無料化から除外をされておりますから。

しかも、これを調査いたしましたのは五十七年

でございますから、つまり人事

給者でございましたけれども、五十七年現在の受給者はもう八十七万人になつておるわけです。この受給者もこれからどんどんふえていくだろう。母集団というものは増加しないけれども、年金受給者はどんどんふえていく。しかもその余命というのは非常に長くなつておりますし、これから年金を受けることになる人たちも、定年制の延長等もありますが、これについては自治省としては御ままの制度では年金額も高くなつっていくだろうと思います。

一方、その年金を貯うべき掛金といいますか、現職公務員の負担といつものも、一昨日御議論がございましたように、長い将来を考えました場合に、そんなに理論計算どおりの負担といつものを

お願いすることができるのかどうかという不安もございます。

したがいまして、あれこれ考えますと、やはり

この際共済年金についても考え方があるだ

らうという意味において私たちはいろいろ議論

お願いすることができるのかどうかという不安もございます。

したがいまして、あれこれ考えますと、やはり

この際共済年金についても考え方があるだ

らうという意味において私たちはいろいろ議論

お願いすることができるのかどうかという不安もございます。

○経塚委員 負担金の問題、それ

から年金の支給額あるいは報酬に対する支給率の

問題、大体この二本の柱と考えていいわけですか。

○中島政府委員 公務員共済年金の改革を議論し

ます場合には、いろいろ検討しなければならない

事項があると思います。例えて言いますと、制度

の基本的な仕組みをどのようにしていくのかとい

うようなことを考えなければなりませんし、公務

員制度の一環としての特殊性をどういうふうにと

らえ、どういうふうに制度化していくのかという

ことなどございます。あるいはまた、現在非常に盛

んに言われております官民格差の議論もございま

すし、そういう官民格差の議論に対してもどうい

ふうにこたえていくかということの整理もしなけ

ればなりませんし、あれこれいろいろ検討しなけ

ればならない問題がありますから、そういうもの

を含めまして、この際全般的に検討する必要があるのではないかと考えておるわけでございます。この受給者もこれからどんどんふえていくだろう。母集団というものは増加しないけれども、年金受給者はどんどんふえていく。しかもその余命というのは非常に長くなつておりますし、これから年金を受けることになる人たちも、定年制の延長等もこれありりますが、これについては自治省としては御ままの制度では年金額も高くなつていくんだろうと思います。

一方、その年金を貯うべき掛金といいますか、現職公務員の負担といつものも、一昨日御議論がございましたように、長い将来を考えました場合に、そんなに理論計算どおりの負担といつものを

お願いすることができるのかどうかという不安もございます。

したがいまして、あれこれ考えますと、やはり

この際共済年金についても考え方があるだ

らうという意味において私たちはいろいろ議論

お願いすることができるのかどうかという不安もございます。

したがいまして、あれこれ考えますと、やはり

この際共済年金についても考え方があるだ

らうという意味において私たちはいろいろ議論

お願いすることができるのかどうかという不安もございます。

○経塚委員 この大蔵の方の研究会の提言、意見

もしその研究会の報告の中で、この部分について

というお話を何度も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

それから、次は併給問題についてですが、これ

もやはり大蔵の方は書いていますね。併給問題に

つきましては、重複年金の合理的な整理といふこと

で、前提として考えられることは、併給は認め

ない、これも一本化するといふふうに受け取れる

わけですが、この点はどうなのです。

○中島政府委員 この併給調整の問題につきまし

ては、いわゆる年金の官民格差論に關しまして現

在非常に強い世論がござります。併給調整といふ

ものをこの際共済年金についても考えるべきだ、

公務員サイドについても考えるべきだといふ強

い意見がござります。したがつて、私たちの方もそ

ういう世論を受けて検討しなければならないと考

えておりますけれども、その併給調整につきまし

て議論しなければならない問題だと思つていま

す。

最初に先生がお話しになりましたように、公務

員の共済年金制度といいますか、公的年金制度の

あり方についてこれから改革しなければならない

問題が議論できませんので、私たちはそれはあわせ

て議論しなければならない問題だと思つています。

最初に先生がお話しになりましたように、公務

員の共済年金制度といいますか、公的年金制度の

あり方についてこれから改革しなければならない

問題が議論できませんが、私はもう当然だと思

うのですよ。今回、五十九年度にこの改正案が提

案されておらなければ、六十年度に改正をする方

向としては一体どういう方向なのは、それぞれ

がなわけあります。それですから、私がお尋

ねしましたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

○中島政府委員 様々な問題でなして、今回提案をされてお

るのではないかと考えておるわけでございます。

○中島政府委員 大蔵省の方から、共済年金制度基本

問題研究会の「意見」が五十七年七月十四日に出

ておりますが、これについては自治省としては御

検討なさったのですか。

○中島政府委員 年金関係の仕事をしておる者は

もちろんそれを何遍も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

○中島政府委員 この大蔵の方の研究会の提言、意見

もしその研究会の報告の中で、この部分について

というお話を何度も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

○中島政府委員 この大蔵の方の研究会の提言、意見

もしその研究会の報告の中で、この部分について

というお話を何度も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

○中島政府委員 この大蔵の方の研究会の提言、意見

もしその研究会の報告の中で、この部分について

というお話を何度も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

○中島政府委員 この大蔵の方の研究会の提言、意見

もしその研究会の報告の中で、この部分について

というお話を何度も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

○中島政府委員 この大蔵の方の研究会の提言、意見

もしその研究会の報告の中で、この部分について

というお話を何度も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

○中島政府委員 この大蔵の方の研究会の提言、意見

もしその研究会の報告の中で、この部分について

というお話を何度も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

○中島政府委員 この大蔵の方の研究会の提言、意見

もしその研究会の報告の中で、この部分について

というお話を何度も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

○中島政府委員 この大蔵の方の研究会の提言、意見

もしその研究会の報告の中で、この部分について

というお話を何度も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつてみても

大問題なのですね。だから、これは当然早く見解

を持てしかるべきだ、こう考えておったわけであ

ります。

○中島政府委員 この大蔵の方の研究会の提言、意見

もしその研究会の報告の中で、この部分について

というお話を何度も読みまして、私たちも考え

るところがございます。ただ、自治省としてそれ

について何か見解を持っておるかと言われます

と、そういう見解は持つております。先生が、

お尋ねされたのは、もう一年半もたつていて、六十

年度改正の案をつくるまであと半年あるかないか

という状況ですから、二者択一の方法になつてい

るのを一本化するということになれば、現在の地

方共済から見ますと、このことと一つとつて

り、物価上昇分にも追いつかず、実質的には五十七年度より後退することは明らかであります。

第二に、もしこのような状態を続けるなら、憲法で保障された生存権に基づく社会保障制度の一環としての共済年金制度そのものを否定することになるからであります。

○大石委員長 起立多数。よって、西田司君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

「物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずる」と定められており、五十七年までは人効どおり額の改定を実施、経済変動に応じて老後を保障するという共済年金制度を守つてきておったのであります。

ところが、五十八年度の凍結に続き、今回のよ

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

ない改定では、共済組合法の精神と慣例を踏みにじり、社会保障制度そのものを否定するものと言わなければなりません。それはまた、何のために長年にわたって掛金を掛けたのかと、共済制度そのものへの不信となり、公務員制度の一環としての共済制度の存立そのものに影響することとなるからであります。

れるべきであります。
以上が反対の理由でございます。

○大石委員長 これより採決に入ります。

昭和四十二年度以後における地方公務員等組合法の年金の額の改定等に関する法律等の改正する法律案について採決いたします。まず、西田司君提出の修正案について採決します。

現行風俗営業等取締法は、キャバレー、料理店、ダンスホール、パチンコ屋、マージャン屋等を都道府県公安委員会の許可に係らしめているほか、深夜飲食店、個室付浴場業、ストリップ劇場及びモーテル営業についても一定の事項について規制を行っております。

○大石委員長　これより、内閣提出、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、誠旨の説明を求めます。田川国務大臣。

○田川国務大臣　ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上
風俗営業等取締法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○田川国務大臣　ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上

第二は、風俗営業に関する規定の整備であります。
その一は、許可対象の整備でありますが、これは、ゲーム機賭博や不良少年のたまり場となる等のおそれがあるところからゲームセンター等を新たに許可対象営業とするものであります。
その二は、許可手続等の整備でありますが、これは、従来都道府県の条例に委任されていた許可の基準を整備し、特に、新たに欠格事由として、暴力団員、覚せい剤中毒者等を加えることとするほか、許可手続の簡素化、相続の承認等の規定の整備を行うことをその内容としております。
その三は、風俗営業者の遵守事項及び禁止行為

これは、法律の題名を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に改め、この法律の目的を、風俗営業及び風俗関連営業等に關し、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止のための健全な育成に障害を及ぼす行為の防止のための措置を講ずるとともに、風俗営業の業務の適正化を促進する等の措置を講ずることと明定したところであります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

俗環境の変化という実情にかんがみ、題名の変更及び目的規定の新設、風俗営業に関する規定の整備、風俗関連業に関する規定の整備、深夜における飲食店営業の規制等に関する規定の整備等を行うことをその内容とするものであります。

しかしながら、最近、同法の対象となつてゐる営業のはかに、あからさまに性を売り物にした産業等、善良の風俗及び少年の健全な育成の上から問題の多い営業が増加しており、現行法上このようないい営業が野放しになつてゐることが、風俗環境を害しているだけではなく、少年非行が昭和五十五年以来四年連續戦後最悪の記録を更新している大きな要因の一つとなつてゐると考えられます。

この法律案は、このような少年非行の増大と風

第三は、風俗関連営業に關する規定の整備であります。
その一は、個室村浴場業、モーテル営業のほか、いわゆるストリップ劇場、のぞき劇場、ラブホテル、アダルトショップ等に關する定義規定を整備することであります。
その二は、風俗関連営業者は、営業所ごとに特定の事項を都道府県公安委員会に届け出なければならぬこととすることであります。
その三是、風俗関連営業に關する規制事項の整備であります。これは、風俗関連営業については、学校、官公庁その他特定の施設の周辺または条例で定める地域においては営業を禁止すること

てその業務を実施するように、助言、指導等を行つて対処することとした。

また、遊技機を製造し、または輸入する者は、遊技機の型式について、技術上の規格に適合しているか否かについての検定を受けることができることとする等をその内容としております。

その五は、営業所の管理者についての規定の整備であります。

これは、風俗営業の営業所ごとに管理者を置くこととし、管理者は、風俗営業者またはその使用者等に対する、これらの者が法令の規定を遵守することとする等をその内容としております。

の整備であります。これは、現在条例に委託されているため、各都道府県によつてまちまちであります。また、実情になじまない点も生じていた遵守事項について整理し、法律に規定したものであります。

その四是、遊技機の認定、検定等に関する規定の新設であります。これは、公安委員会は、営業所に設置する遊技機について、著しく射幸心をそそるおそれがない旨の認定をすることができ、

とするほか、十八歳未満の者を営業所に立ち入りさせてはならないこととする等年少者をこれらの方から離れてすることをその内容としております。

その四は、風俗関連営業に対する指示及び行政処分の規定の整備であります。これは、都道府県公安委員会は、風俗関連営業者が、この法律に違反する行為等を行った場合には、必要な指示をすることができることとし、また、指示に違反した場合及び一定の犯罪を犯した場合には、八ヵ月以下の営業停止処分等を課すことができる」とするとともに、営業停止処分をした場合には、これを公示するために、当該処分に係る営業所に一定の標章を張りつけることとするのをその内容としております。

第四は、深夜における飲食店営業の規制等に関する規定の整備であります。

その一は、深夜飲食店営業者の遵守事項及び禁止行為についての規定の整備であります。これは、従来条例に委任されていた遵守事項を整備するとともに、午後十時以降、常態として通常主食と認められる食事を提供する営業を除き、原則とする業務に従事させてはならないこととする等必要最小限の規制を法律により規定すること等をとどめています。

その二は、バー、酒場等の酒類提供飲食店営業を深夜において営もうとする者は、特定の事項を都道府県公安委員会に届け出なければならないことをとどめています。

第五は、少年指導委員及び風俗環境浄化協会に関する規定の新設であります。

その一は、少年指導委員に関する規定の新設であります。これは、少年の補導等の活動に民間ボランティアの活動力を導入し、これを促進するためであります。

その二は、風俗環境浄化協会に関する規定の新設であります。これは、公安委員会が善良の風

俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された法人を風俗環境浄化協会として指定し、そこに、風俗環境に関する苦情の処理や法律違反防止のための啓発活動、講習、調査の委託を行うなどして、広く民間における浄化活動を促進するための制度として規定するものであります。

以上の措置に伴い、警察職員の立ち入りに関する規定の整備、聴聞の規定の整備、手数料に関する規定の整備、罰則の整備等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から六ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の際に現に風俗営業者である者は、改正後の規定による許可を受けて風俗営業を営んでいる者とみなすこととする等所要の経過措置を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

○大石委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十八分散会

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を改正する法律

第三章 風俗営業者の遵守事項等(第十二条)

第四章 風俗関連営業等の規制(第二十六条)

第五章 風俗関連営業の規制(第二十七条)

第六章 深夜における飲食店営業の規制等(第三十二条・第三十四条)

第七章 興行場営業の規制(第三十五条)

第八章 監督(第三十六条・第三十七条)

第九章 雑則(第三十八条・第四十八条)

第十章 罰則(第四十九条・第五十一条)

附則

第一章 総則

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

第五十一条 第七条第六項又は第十条第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

「公布の日」に改め、同条第二項中「第三条の規定による改正後の地方公務員等共

治組合法(次条において「改正後の法」という。)第

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「第

百十四条第三項及び第一百四十四条の十一第四項の規定は昭和五十九年四月一日から、第三条の規定に「、昭和五十九年三月一日」を同年三月一日に改める。

附則第二条中「第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法」を「改正後の法」に改める。

一 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだ者

二 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第一項の承認を受けた者

三 第十一条の規定に違反した者

四 第二十六条、第三十条、第三十四条第二項の規定を次のよう改める。

題名を次のよう改める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を改正する法律

第三章 風俗営業者の遵守事項等(第十二条)

第四章 風俗関連営業等の規制(第二十六条)

第五章 風俗関連営業の規制(第二十七条)

第六章 深夜における飲食店営業の規制等(第三十二条・第三十四条)

第七章 興行場営業の規制(第三十五条)

第八章 監督(第三十六条・第三十七条)

第九章 雜則(第三十八条・第四十八条)

第十章 罰則(第四十九条・第五十一条)

附則

第一章 総則

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

第五十一条 第七条第六項又は第十条第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

「公布の日」に改め、同条第二項中「第三条の規定による改正後の地方公務員等共

治組合法(次条において「改正後の法」という。)第

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「第

二条第一項の規定に違反し、又は第四条、第四条の二第二項、第四条の四第四項、第四条の五若しくは第四条の六第三項の規定による公安委員会の処方に違反した者は、これを「次の各号のいずれかに該当する者は」に「三万円」を「五十万円」に改め、同項に次の各号を加える。

二 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだ者

三 第十一条の規定に違反した者

四 第二十六条、第三十条、第三十四条第二項の規定を次のよう改める。

一 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けた者

二 偽りその他不正の手段により第九条第一項の承認を受けた者

三 第二十二条(第三十二条第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して第九条第一項の変更をした者

四 第二十三条第一項の規定に違反した者

に違反した者

五 第二十三条第二項の規定に違反した者

六 第二十八条第一項の規定に違反した者

七 第二十八条第二項又は第三十三条第四項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者

八 第二十八条第五項の規定に違反した者

第七条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二十一条第六項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七条に次の二項を加え、同条を第四十九条とする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第二十三条第一項第三号又は第四号(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第二十四条第一項の規定に違反した者

四 第二十七条第一項の規定に違反して届出書を提出せず、若しくは第三十三条第一項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは同条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第三十六条の規定に違反して従業者名簿を提出せず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をして提出した者

六 第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項若しくは第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の届出書若しくは同条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

7 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 6 第六条の規定に違反した者
二 第七条第五項の規定に違反した者
三 第九条第三項(第二十条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同一の全部若しくは一部の停止)に、「の停止」を「に係る営業の停止を命じ、第四条の二第二項、第四条の四第四項若しくは第四条の五の規定により、営業の停止を命じ、又は前条第三項の規定により、営業の廃止

第二項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは添付書類(前項第四号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)を提出せず、又は第九条第三項、第二十七条第二項若しくは第三十三条第二項若しくは第三項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

書若しくは添付書類(前項第四号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)を提出せず、又は第九条第三項、第二十七条第二項若しくは第三項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

場業営業、興行場営業若しくは旅館業」に、「又は第四条の五」を、「又は第三十五条」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第四十二条とし、同条の次に次の二項を加える。

(手数料)
第四十三条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、条例で定めるところにより都道府県に納めなければならない。

一 第三条第一項の許可を受けようとする者
二 第三条第三項の許可の更新を受けようとする者
三 第五条第四項の許可証の再交付を受けようとする者

四 第七条第一項の承認を受けようとする者
五 第九条第一項の承認を受けようとする者
六 第九条第四項の許可証の書換を受けようとする者

八 第二十四条第六項の講習を受けようとする者

(経過措置)
第四十七条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五条第二項を次のように改める。
2 聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 公安委員会は、第四条第一項第一号若しくは第二号に該当すると認められた者又は当該公安委員会があらかじめ指定する医師の診断に基づき同条第四号に該当すると認められた者については、第一項の規定にかかるわらず、聴聞を行わないで第

四 公安委員会は、当該処分に係る者が正当な理由がなく出頭しないとき、又は当該処分に係る者の所在が不明であるため第一項の通知を行なうことができる。

5 第一条第一項、第二項及び前項の規定は、前条第三項において準用する第三十九条第四項の規定による国家公安委員会の処分について準用する。

止を命じようとするときは、当該営業を営む者又はその代理人の出頭を求めて「を」公安委員会は、

第八条、第二十四条第五項、第二十六条、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条又は第三十九条第四項の規定による処分を行おうとするときは、

は「に」に改め、同項に後段として次のように加えられる。

この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

第五条第二項を次のように改める。
2 聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 公安委員会は、第四条第一項第一号若しくは第二号に該当すると認められた者又は当該公安委員会があらかじめ指定する医師の診断に基づき同条第四号に該当すると認められた者については、第一項の規定にかかるわらず、聴聞を行わないで第

4 公安委員会は、当該処分に係る者が正当な理由がなく出頭しないとき、又は当該処分に係る者の所在が不明であるため第一項の通知を行なうことができる。

5 第一条第一項、第二項及び前項の規定は、前条第三項において準用する第三十九条第四項の規定による国家公安委員会の処分について準用する。

第六条を削る。

第四十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第五条第一項中「公安委員会が、第四条の規定により、営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、第四条の二第二項、第四条の四第四項若しくは第四条の五の規定により、営業の停止を命じ、又は前条第三項の規定により、営業の廃止

を命じ、又は前条第三項の規定により、営業の廃止

号) 第一条第二項に規定するものをいう。以下同じ」を第二条第四項第二号の「営業を除く。第三十八条第二項において同じ」に、「代理人、使用人その他の従業者」を「代理人等」に、「こえない」を「超えない」に、「停止」を「全部又は一部の停止」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の二章、章名及び三条を加える。

第五章 監督

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、風俗関連営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者(次条第一項において「風俗営業者等」という。)は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他總理府令で定める事項を記載しなければならない。

(立入検査等)

三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者等に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員にその営業所(深夜において飲食店等といふ)を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ちに入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

(少年指導委員)

第三十八条 公安委員会は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、少年指導委員を委嘱することができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

2 少年指導委員は、風俗営業及び風俗関連営業等(風俗関連営業、飲食店営業及び興行場営業をいう。)に關し、少年を補導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他の少年を漏らしてはならない。

3 少年指導委員は、職務に關して知り得た秘密

4 少年指導委員は、名譽職とする。

5 公安委員会は、少年指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解雇することができる。

6 前各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

三 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

4 公安委員会は、都道府県協会が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県協会の役員若しくは職員又はこれら

の職にあつた者は、第二項第五号又は第六号の規定による調査の業務(次項において「調査業務」という。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 調査業務に從事する都道府県協会の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に關しては、法令により公務に從事する職員とみなす。

7 都道府県協会の指定の手続その他の都道府県協会に關し必要な事項は、國家公安委員会規則で定める。

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 公安委員会は、善良の風俗の保持及び風俗環境の淨化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるもの

を、その申出により、都道府県に一を限つて、前項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

2 前項の規定により警察職員が立ちに入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

2 全国風俗環境浄化協会(以下「都道府県協会」という。)として指定することができる。

3 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 風俗環境に関する苦情を処理すること。

二 この法律に違反する行為を防止するための啓発活動を行うこと。

三 少年指導委員の活動を助けること。

四 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項の講習を行うこと。

五 公安委員会の委託を受けて第三条第一項の許可の申請に係る営業所に關し、第四条第二項第一号又は第二号に該当する事由の有無について調査すること。

六 公安委員会の委託を受けて第九条第一項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

七 前各号の事業に附帯する事業

二 この法律に違反する行為を防止するための啓発活動を行うこと。

三 以上の都道府県の区域における啓發活動を行うこと。

四 都道府県協会の事業について、連絡調整を図ること。

五 前各号の事業に附帯する事業

三 前条第三項、第四項及び第七項の規定は、全

国協会について準用する。この場合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは、国家公

安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは「國家公安委員会」と「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

四 第四条の四の見出しを「風俗関連営業の禁止区域等」に改め、同条第一項中「浴場業(公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場を業として經營することをいう。以下同じ。)の施設として個室を設け、當該個

室において異性の客に接觸する役務を提供する営業(以下「個室付浴場業」という。)」を「風俗関連営業」に改め、「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削り、「を害する」を「若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす」に、「營むことができない」を「當んではな

らない」に改め、同条第二項中「を害する」を「若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全

な育成に障害を及ぼす」に、「個室付浴場業」を「風俗関連営業」に改め、同条第三項中「公衆浴場法第

の法人であつて、次項に規定する事業を適正か

二条第一項の許可を受けて個室付浴場業」を「前条

つ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国風俗環境浄化協会(以下「全国協会」という。)と担当する者その他都道府県協会の業務を行う者に対する研修を行うこと。

一 風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を担当する者その他都道府県協会の業務を行う者に対する研修を行うこと。

2 全国協会は、次に掲げる事業を行うものとする。

三 営業所の構造及び設備の概要

2 前項の届出書を提出した物は、当該営業を廃止したとき、又は同項各号（同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。）に掲げる事項に変更（総理府令で定める軽微な変更を除く。）があったときは、公安委員会に、廃止又は変更に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

3 前二項の届出書には、営業の方法を記載した書類その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

4 都道府県は、善良の風俗若しくは清淨な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めることにより、地域を定めて、深夜において酒類提供飲食店営業を営むことを禁止することができます。

5 前項の規定に基づく条例の規定は、その規定の施行又は適用の際現に第一項の届出書を提出して深夜において酒類提供飲食店営業を営んでいる者の当該営業については、適用しない。

（指示等）
第三十四条 公安委員会は、飲食店営業を営む者（以下この条において「飲食店営業者」という。）又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清淨な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗営業者がこの法律に基づく処分（指示を含む。第三十条第一項及び第三十四条第二項において同じ。）若しくは第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該風俗営業者に対し、当該風俗営業に、「若しくは六月をこえない」又は六ヶ月を超えない」に、「営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をする」を、当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同条第二項中「第一条第四号及び第七号」を「第二条第一項第四号、第七号及び第八号」に、「若しくは」を「又は」に「当該営業」を「当該風俗営業」に、「飲食店営業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一条第一項の許可を受けたもの）に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

2 公安委員会は、飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、著しく善良の風俗若しくは清淨な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

第三十五条 第二条第一項第七号の営業（ぱちん）（以下この条において「遊技場営業者」という。）又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清淨な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該風俗営業に、「若しくは六月をこえない」又は六ヶ月を超えない」に、「営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をする」を、当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同条第二項中「第一条第四号及び第七号」を「第二条第一項第四号、第七号及び第八号」に、「若しくは」を「又は」に「当該営業」を「当該風俗営業」に、「飲食店営業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一条第一項の許可を受けたもの）に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

（禁止行為）
第二十二条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に關し客引きをすること。
二 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさ

し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は飲食店営業者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該施設を用いて営む

該飲食店営業者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第三節 興行場営業の規制

第四条の二及び第四条の三を削る。

同条第一項中「風俗営業を営む者」を「風俗営業者」に、「代理人、使用人その他の従業者」を「代理人等」に、「法令又は前条の規定に基く都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、営業」を「法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、著しく善良の風俗若しくは清淨な風俗環境を害し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗営業者がこの法律に基づく処分（指示を含む。第三十条第一項及び第三十四条第二項において同じ。）若しくは第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該風俗営業者に対し、当該風俗営業に、「若しくは六月をこえない」又は六ヶ月を超えない」に、「営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をする」を、当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同条第二項中「第一条第四号及び第七号」を「第二条第一項第四号、第七号及び第八号」に、「若しくは」を「又は」に「当該営業」を「当該風俗営業」に、「飲食店営業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一条第一項の許可を受けたもの）に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

次の章名、節名及び一条を加える。

第四章 風俗関連営業の規制

第一節 風俗関連営業の規制

第二十七条 風俗関連営業を営もうとする者は、風俗関連営業の種別（第二条第四項各号に規定する風俗関連営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

第一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 風俗関連営業の種別

四 前三号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

第五章 遊技場営業者の禁止行為

第一節 遊技場営業者の禁止行為

第二十三条 第二条第一項第七号の営業（ぱちん）（以下この条において「遊技場営業者」という。）は、前条の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 現金又は有価証券を賞品として提供すること。

二 客に提供した賞品を買取ること。

三 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」という。）を客に営業所外に持ち出させること。

四 遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。

五 営業所における営業の場所、営業時間、営業を営む者

六 条中「都道府県」を「第十二条から第十九条まで及び前条第一項に定めるもののほか都道府県に、

「風俗営業を営もうとする者の資格並びに風俗営業における営業の場所、営業時間、営業を営む者の行為及び営業所の構造設備」を「風俗営業者の行為に、「を害する行為を防止するため」に改め、

八号の営業を営む者は、前条の規定によるばかり、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

九号の営業を営む者は、前条の規定によるばかり、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

十号の営業を営む者は、前条の規定によるばかり、その営業を設けて客に飲食をさせる営業を

十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

二十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

二十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

二十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

二十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

二十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

二十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

二十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

二十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

二十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

二十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

三十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

三十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

三十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

三十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

三十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

三十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

三十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

三十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

三十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

三十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

四十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

四十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

四十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

四十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

四十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

四十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

四十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

四十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

四十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

四十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

五十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

五十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

五十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

五十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

五十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

五十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

五十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

五十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

五十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

五十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

六十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

六十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

六十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

六十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

六十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

六十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

六十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

六十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

六十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

六十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

七十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

七十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

七十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

七十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

七十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

七十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

七十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

七十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

七十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

七十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

八十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

八十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

八十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

八十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

八十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

八十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

八十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

八十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

八十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

八十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

九十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

九十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

九十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

九十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

九十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

九十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

九十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

九十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

九十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

九十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百零一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百零二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百零三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百零四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百零五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百零六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百零七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百零八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百零九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百一〇 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百一一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百一二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百一三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百一四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百一五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百一六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百一七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百一八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百一九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百二十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百二十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百二十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百二十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百二十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百二十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百二十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百二十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百二十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百二十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百三十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百三十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百三十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百三十三 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百三十四 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百三十五 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百三十六 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百三十七 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百三十八 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百三十九 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百四十 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百四十一 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百四十二 第二条第一項第七号のまあとやん屋又は同項

一百四十三

となることができない。

一 未成年者

二 第四条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者

三 管理者は、当該営業所における業務の実施に關し、風俗営業者又はその代理人、使用人その他従業者（以下「代理人等」という。）に対し、これらの者が法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行い、その他該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務で国家公安委員会規則で定めるものを行うものとする。

4 風俗営業者又はその代理人等は、管理者が前項に規定する業務として行う助言を尊重し、又はその業務として行う指導に従わなければならない。

5 公安委員会は、管理者が第二項第二号に該当すると認めたとき、又はその者がその職務に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、その情状により管理者として不適当であると認めたときは、風俗営業者に對し、当該管理者の解任を命ずることができる。

6 公安委員会は、第三項に規定する管理者の業務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、管理者に対する講習を行うことができる。

7 風俗営業者は、公安委員会からその選任に係る管轄者について前項の講習を行う旨の通知を受けたときは、当該管理者に講習を受けさせなければならない。（指示）

第二十五条 公安委員会は、風俗営業者又はその代理人等が、当該営業に關し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清淨な風俗環境を害しそう、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該風俗営業者に対

し、善良の風俗若しくは清淨な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認める。

第二条の二を削る。

第二条第一項中「前条の営業」を「風俗営業」に、「当該都道府県が条例で定めるところにより」を「風俗営業の種別（前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清淨な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

一 第二条第一項中「前条第七号」を「前条第一項第七号」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の八条、章名及び九条を加える。

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は第四十九条第一項に規定する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十四条、第百七十五条、第百八十二条、第百八十五条若しくは第百八十六条の罪、売春防止法（昭和三十一年法律第一百八十八号）第二章に規定する罪若しくは職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第六十三条第二号の罪を犯し、若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十三条第二項若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第十三条第一項第五号、第六号若しくは第九号の規定に違反して一年未満の懲役若しくは罰

金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他に當たる違法な行為で國家公安委員会規則で定めるものを行ふおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

四 精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

五 第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合は、当該取消しに係る聽聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

六 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聽聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの

（許可の手続及び許可証）

第三条 第二条第一項の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

未成年者。ただし、その者が風俗営業の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

九 法人でその役員のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

十 営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

一 営業所の構造又は設備（次項に規定する技術を除く。第九条、第十二条及び第三十九条第二項第六号において同じ。）が風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める技

術上の基準に適合しないとき。

二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとし

て政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

三 営業所に第二十四条第一項の管理を選任した他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊戯機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

四 第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

五 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聽聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

六 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聽聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの

八 営業に關し成年者と同一の能力を有しない

- 五 第二十四条第一項の管理者の氏名及び住所
六 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
2 公安委員会は、第三条第一項の許可をしたときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、第三条第一項の許可をしないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の掲示義務)

第六条 風俗営業者は、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(相続)

第七条 風俗営業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該風俗営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。)が被相続人の営んでいた風俗営業を引き継ぎ営もうとするときは、その相続人は、國家公安委員会規則で定めることにより、被相続人の死亡後六十日以内に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合にはおいては、被相続人の死亡の日からその承認を受けた日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした風俗営業の許可是、その相続人に對してしたものとみなす。

3 第四条第一項の規定は、第一項の承認の申請をした相続人について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る風俗営業者の地位を承継する。

5 第一項の承認の申請をした相続人は、その承認を受けたときは、運帶なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に提出して、その書換えを受けなければならぬ。

6 前項に規定する者は、第一項の承認をしない旨の通知を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に返納しなければならない。

二 営業所の構造又は設備につき第一項の輕微な変更をしたとき。

(営業時間の制限)
するよう^に維持しなければならない。

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第八条 公安委員会は、第三条第一項の許可を受けた者（前条第一項の承認を受けた者を含む。）に於いて同じ。について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>一 偽りその他不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。</p> <p>二 第四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。</p> <p>三 当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。</p> <p>四 三月以上所在不明であること。</p> <p>(構造及び設備の変更等)</p> <p>第九条 風俗営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更（総理府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2</p> <p>前項の規定による許可証の返納があつたときは、許可是、その効力を失う。</p> <p>3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは（第一号に掲げる場合にあつては、相続人が第七条第一項の承認の申請をしなかつたときに限る。）、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人</p> <p>二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者</p> <p>二 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。</p> <p>4 前項第一号の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならぬ。</p> <p>(許可証の返納等)</p> <p>第十条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>一 風俗営業を廃止したとき。</p> <p>二 許可が取り消されたとき。</p> <p>三 許可の有効期間の経過により、許可が効力を失つたとき。</p> <p>四 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。</p> <p>前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可是、その効力を失う。</p> <p>二 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。</p> <p>三 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。</p> <p>四 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。</p> | <p>前項に規定する者は、第一項の承認をしない旨の通知を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第八条 公安委員会は、第三条第一項の許可を受けた者（前条第一項の承認を受けた者を含む。）に於いて同じ。について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>一 偽りその他不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。</p> <p>二 第四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。</p> <p>三 当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。</p> <p>四 三月以上所在不明であること。</p> <p>(構造及び設備の変更等)</p> <p>第九条 風俗営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更（総理府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2</p> <p>前項の規定による許可証の返納があつたときは、許可是、その効力を失う。</p> <p>3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは（第一号に掲げる場合にあつては、相続人が第七条第一項の承認の申請をしなかつたときに限る。）、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人</p> <p>二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者</p> <p>二 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。</p> <p>4 前項第一号の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならぬ。</p> <p>(許可証の返納等)</p> <p>第十条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>一 風俗営業を廃止したとき。</p> <p>二 許可が取り消されたとき。</p> <p>三 許可の有効期間の経過により、許可が効力を失つたとき。</p> <p>四 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。</p> <p>前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可是、その効力を失う。</p> <p>二 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。</p> <p>三 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。</p> <p>四 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(営業時間の制限)
するよう^に維持しなければならない。

- （營業時間の制限）

第十三条 風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日）にあつては、午前零時以後においてその定める時）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

2 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができ る。

（照度の規制）

第十四条 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより計った営業所内の照度を、風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める数値以下としてその営業を営んではならない。

（騒音及び振動の規制）

第十五条 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動（人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る）が生じないように、その営業を営まなければならぬ。

（広告及び宣伝の規制）

第十六条 風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

（料金の表示）

第十七条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に係る料金で國家公安委員会規則で定める種類のものを、営業所において客に見やすいように表示しなければならない。

（年少者の立入禁止の表示）

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で

定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨（第二条第一項第四号の営業（専ら客にダンスを教授するための営業に限る。）に係る営業所で少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの及び同項第八号の営業に係る営業所（第二十二条第四号において「ダンス教授所等」という。）につては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨）を営業所の入り口に表示しなければならない。

（遊技料金等の規制）

第十九条 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、國家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を営まなければならぬ。

（遊技機の規制及び認定等）

第二十条 第四条第三項に規定する営業を営む風俗営業者は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして同項の国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならない。

2 前項の風俗営業者は、國家公安委員会規則で定めるところにより、当該営業所における遊技機につき同項に規定する基準に該当しない旨の公安委員会の認定を受けることができる。

3 国家公安委員会は、政令で定める種類の遊技機の型式に關し、国家公安委員会規則で、前項の規定による技術上の規格を定めることができる。

4 前項の規格が定められた場合には、遊技機の製造業者（外国において本邦に輸出する遊技機を製造する者を含む。又は輸入業者は、その製造し、又は輸入する遊技機の型式が同項の規定による技術上の規格に適合しているか否かについて公安委員会の検定を受けることができる。）

5

公安部員会は、國家公安委員会規則で定める設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に行わせることができ。

6 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に關しては、法令により公務に從事する職員とみなす。

8 第二項の認定、第四項の検定又は第五項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して国家公安委員会規則で定める額の手数料を、条例

（第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料にあつては、國家公安委員会規則）で定めるところにより納めなければならない。

9 前項の手数料は、都道府県（第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料にあつては、当該指定試験機関）の収入とする。

10 第九条第一項、第二項及び第三項第二号の規定は、第一項の風俗営業者が設置する遊技機の増設、交替その他の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四条第二項第一号の技術上の基準及び」とあるのは、「第四条第三項の基準に該当せず、かつ」と読み替えるものとする。

11 第四項の型式の検定、第五項の指定試験機関

を「國家公安委員会規則」に改め、「(これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例でナルクスに満たない照度を定めたときは、その照度)」を削り、同条第六号中「見とおす」を「見通す」に改め、「(これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で五平方メートルに満たない広さを定めたときは、その広さ)」を削り、同条第七号中「虚」を「おそれ」に改め、同条

（以下「指定試験機関」という。）に行わせることに次の「一号を加える。

八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（國家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

9 第一条に次の三項を加える。

10 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。

11 この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことを行う。

12 この法律において「風俗閑連営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

13 一 沿場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として經營することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接觸する役務を提供する営業

14 この法律において「風俗閑連営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

15 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

16 第二条 この法律の施行の際現に改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（新たに風俗営業に該当することとなる営業に關する経過措置）

17 第二条 この法律の施行の際現に改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項第八号の規定により新たに風俗営業に該当することとなる営業を営んでいた者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から三月を経過する日

三 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む）

四 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真その他の物品で政令で定めるものを販売有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

五 前号に掲げるもののほか、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業（性風俗に關するものに限る。）として政令で定めるもの

六 第一条を第二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第一章 風俗営業の許可等

七 第一条として次の一条を加える。

八 第二章 風俗営業の許可等

九 第二条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び風俗閑連営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入りさせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

十 第二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十一 第二条 この法律の施行の際現に改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項第八号の規定により新たに風俗営業に該当することとなる営業を営んでいた者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から三月を経過する日

(その者がその日以前に新法第五条第一項の規定による許可申請書を提出した場合にあつては、新法第三条第一項の許可又は新法第五条第三項の規定による通知がある日)までの間は、新法第三条第一項の許可を受けないで、引き続き当該営業を営むことができる。

- 2 前項に規定する者が施行日から三月を経過する日までの間に当該営業について新法第二十七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合においては、当該届出書に係る風俗関連営業を営んでいた者は、新法第二十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第二十七条第一項の届出書を提出して当該風俗関連営業を営んでいた者とみなす。

一項の規定による許可申請書を提出した場合における当該許可申請書に係る営業所についての新法第四条第二項の規定の適用については、同項中「各号」とあるのは「各号(第二号を除く。)」とする。

(従前の風俗営業に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の風俗営業等取締法(以下「旧法」という)第二条第一項の許可を受けて風俗営業を営んでいる者は、当該営業を営んでいた者とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の規定に基づく条例(条例に基づく公安委員会規則を含む。)の規定により交付を受けている許可証は、新法第五条第二項の規定により交付を受けた許可証とみなす。

(風俗関連営業に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に風俗関連営業を営んでいる者については、施行日から一月を経過する日(その日以前に新法第二十七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあつては、その提出した日)までの間は、同項及び新法第二十八条(第四項から第六項までを除く。)の規定は、新法第四条第一項の規定により同条第二項の規定による許可申請書を提出した場合にあつては、その提出した日)までの間は、同項及び新法第二十八条(第四項から第六項までを除く。)の規定は、適用しない。

- 2 前項に規定する者(この法律の施行の際現に旧法第四条の四第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により同条第一項の個室付浴場業を営んでいる者とされ、た区域又は地域において新法第二条第四項第一号の営業を営んでいる者(旧法第四条の四第三項の営業を営んでいる者を除く。)を除く。)が

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(児童福祉法の一部改正)
第八条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第四号の三中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第一条第一号から第六号までに掲げる」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項第一号から第六号までに掲げる営業及び同条第四項の風俗関連営業に該当する」に改める。

第五条 前条の規定は、この法律の施行の際現に深夜において酒類提供飲食店営業を営んでいた者について準用する。この場合において、同条第一項中「新法第二十七條第一項各号」とあるのは「新法第三十三條第一項各号」と、「同項及び第二十八条第四項から第六項までを除く。」とあるのは「同項」と、同条第二項中「新法第二十七條第一項各号」とあるのは「新法第三十三條第一項各号」と、「新法第二十八条第三項」とあるのは「新法第三十三条第五項」と「新法第二十七条第一項」とあるのは「新法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

第六条 この法律の施行前にした行為に係るこの法律の施行後における許可の取消し、停止その他処分については、なお従前の例による。

第七条 旅館業法の一部を次のように改正する。

第八号第二号中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四条の四第一項の個室付浴場業」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第四項第一号に該当する営業」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第九条 旅館業法の一部を次のように改正する。

第十一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)項第七号中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四条の四第一項の個室付浴場業」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第四項第一号に該当する営業」に改める。

(建築基準法の一部改正)
第十一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)項第七号中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四条の四第一項の個室付浴場業」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第四項第一号に該当する営業」に改める。

理由

最近における風俗環境の変化と少年非行の増大の傾向にかんがみ、風俗営業及び風俗関連営業等に關し、善良の風俗と清淨な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するとともに、風俗営業の健全化とその業務の適正化に資するため、風俗営業に關し、営業者の資格、営業時間、営業の場所、営業者の遵守事項等についての規定を整備し、管理者の制度を創設する等の措置を講ずるとともに、風俗営業及び風俗関連営業等に關し、営業の場所、営業時間等の規制その他必要規定の整備を行い、あわせて少年指導委員、風俗環境浄化協会の指定等の制度を設ける等の必要

第一類第二号
地方行政委員会議録第十五号 昭和五十九年五月十日

昭和五十九年五月二十二日印刷

昭和五十九年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D